

平成29年度 福岡市こども・子育て審議会総会

会議録

日時 平成29年11月17日(金) 13時30分

場所 天神ビル11階10号会議室

平成29年度 福岡市こども・子育て審議会総会
[平成29年11月17日（金）]

開 会

開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、福岡市こども・子育て審議会を始めさせていただきます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員36名のうち、現在27名の委員にご出席をいただいております。よって、本日の会議については成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づきまして公開にて開催いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、失礼いたしまして座ってご説明申し上げます。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

事前に、郵送にて資料をお送りしておりましたが、お手元にも準備しておりますのでよろしくお願ひいたします。まず、会議次第でございます。次に委員の名簿でございます。次に座席表でございます。また、議題関係の資料といたしまして資料1、こちらは資料1-1から資料1-4までございまして、まず、資料の1-1がA4縦の1枚、1-2がA3横の3枚でございます。1-3はA4縦の冊子でございます。1-4はA3横の2枚でございます。また、参考資料といたしまして「第4次福岡市子ども総合計画関連事業一覧」を冊子としておつけしております。

続きまして資料2でございます。A4縦3枚の資料でございます。

資料3につきましては、A4縦の3枚でございます。

資料4につきましては、A3横の1枚と、最後に「第5期福岡市障がい福祉計画（素案）」の冊子でございます。また、机の上に「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子を置いております。よろしくお願ひします。

以上、資料が多く大変恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局のほうへお申し出願います。資料はよろしいでしょうか。

委員紹介

○事務局 では、会議に入ります前に、今回は新しい委員の任期が始まりまして、初めての会議でございます。したがいまして、私のほうから委員のご紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております名簿に沿って、お名前だけを読み上げさせていただきます。

ます。役職等につきましては名簿をご参照いただければと思います。なお、名簿につきましては、50音順で敬称略にて整理をさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、ご紹介申し上げます。

まず、安部委員につきましては本日ご欠席でございます。

池田委員でございます。

稻員委員でございます。

上田委員でございます。

大賽委員でございます。

大谷委員でございます。

大坪委員でございます。

おばた委員でございます。

柿迫委員でございます。

勝見委員でございます。

門田委員は本日欠席でございます。

川上委員でございます。

木村委員でございます。

倉元委員でございます。

黒川委員は本日欠席でございます。

また、境委員も本日欠席でございます。

酒瀬川委員でございます。

佐藤一則委員でございます。

佐藤比呂明委員は本日ご欠席でございます。

篠原委員でございます。

新町委員でございます。

杉原委員は本日欠席でございます。

田中委員も本日欠席でございます。

谷口委員でございます。

那須委員でございます。

針塚委員でございます。

古川委員でございます。

星平委員でございますが、本日欠席でございます。

増田委員でございます。

松浦委員でございます。

丸山委員でございます。

三苫委員でございます。

山口委員でございます。

山下委員は本日欠席でございます。

吉村展子委員でございます。

吉村浩委員でございます。

ありがとうございました。以上36名の委員にご就任をいただいております。

それでは、会の開催に当たりまして、福岡市こども未来局長の石橋より一言ご挨拶申し上げます。

こども未来局長挨拶

○事務局 皆様、こんにちは。福岡市こども未来局長をしております石橋と申します。

本日は大変お忙しい中、平成29年度福岡市こども・子育て審議会総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野で福岡市の子どもたちの健全な育成のためにご尽力賜っておりますことを、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日でございますけれども、委員長・副委員長の選出、「第4次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価等の議題と、専門部会の開催状況等の報告をお願いいたしております。

最後になりますが、今後とも、ぜひ全ての子どもが健やかに育てるまち福岡をつくるためにご尽力を賜りますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議題

（1）委員長・副委員長の選出について

○事務局 それでは、議題（1）の委員長・副委員長の選出に入らせていただきます。委員長及び副委員長の選出につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。

よろしければ事務局からご提案させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。では、事務局の案といたしまして、これまでに引き続きまして、委員長には筑紫女学園大学特任教授の針塚委員、副委員長には福岡県立大学

教授の松浦委員にご就任いただけたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

[拍 手]

○事務局 ありがとうございます。では、針塚委員、松浦委員。よろしゅうございましょうか。

それでは、針塚委員は委員長に、松浦委員は副委員長にお願いをいたします。委員長席、副委員長席にご移動お願いいいたします。

それでは、針塚委員長、松浦副委員長より一言ご挨拶お願いいいたします。

○委員長 では、失礼いたします。ただいまご指名いただきました筑紫女学園大学の針塚と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

福岡市の「子ども総合計画」につきましては、第4次ということで、実は前回の計画策定にも関わさせていただいておりました。そういう委員さんも何人かいらっしゃると思いますが、新しい委員さんもおられます。今日は、進捗状況をということでございますが、どうぞよろしくお願いい申し上げます。

○副委員長 松浦と申します。引き続き、よろしくお願いいいたします。福岡市の子ども・子育ての状況については、全国的にも注目されているところでございます。審議会で針塚先生をサポートして、有意義な議事進行に寄与してまいりたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○事務局 ありがとうございました。それでは、審議会条例第6条第1項の規定によりまして、針塚委員長にここからの会議の進行をお願いいたします。

○委員長 それでは、座ったまま失礼いたします。

ただいまありましたように、本日は議題と、それから報告のほうがございますが、最初は、（2）番にあります専門部会の委員について、事務局よりお願いいいたします。

議題

（2）専門部会の委員について

○事務局 こども未来局総務企画課長でございます。よろしくお願いします。

議題（2）の専門部会の委員につきまして、ご説明をさせていただきます。失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

専門部会の委員につきましては、審議会条例施行規則第4条第2項の規定によりまして、審議会にお諮りして指名をすることとなっております。お手元にお配りしております

す資料「福岡市こども・子育て審議会委員名簿」をご覧いただけますでしょうか。

委員名簿につきましては、右側に専門部会（案）という形で部会の記載をしております。その中で丸をおつけしております方が、それぞれの部会の委員ということで、お示しさせていただいているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。何かご質問とかございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、本日は、「第4次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価、専門部会に関する規則改正などをご審議いただき、その後に、専門部会の開催状況と「障がい児福祉計画（素案）」の概要などについて、ご報告をいただく予定としております。

時間は2時間程度を予定しておりますが、できるだけ円滑に進めていきたいと思いまのでご協力をお願い申し上げます。

それでは、議題（3）に入りたいと思います。「第4次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価について、事務局よりお願ひいたします。

議題

（3）「第4次福岡市子ども総合計画」の実施状況の点検・評価について

○事務局 では、議題（3）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価につきまして、お手元にお配りしております資料に基づき、説明をさせていただきます。失礼いたしまして、座って説明をさせていただきます。

まず、資料1-1「第4次福岡市子ども総合計画実施状況の点検・評価について」をご覧願います。この資料につきましては、平成27年の11月に開催いたしましたこども・子育て審議会総会においてお諮りし、決定いただいたものでございますが、新たにご就任いただきました委員もいらっしゃいますので、ここで改めましてその内容を確認させていただければと思います。

まず「1 点検・評価の考え方」についてご説明いたします。この「第4次福岡市子ども総合計画」につきましては、毎年度、施策の実施状況などを取りまとめ、審議会に報告し、審議会において点検・評価を行うことといたしております。また、審議会に報告した内容、及び審議の内容、点検・評価の結果につきましては、市のホームページに掲載し、公表することといたしております。

次に、「2 実施方法」についてご説明いたします。まず、点検・評価を行う項目につきましては、計画の目標1から目標3のそれぞれに掲げる施策ごとに実施することと

いたしております。年度終了後に、市におきまして施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を、「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施することとしており、審議会において評価等を行っていただくこととしております。なお、市の自己評価と審議会における評価等の結果につきましては、市のホームページで公表することといたしております。

これからご説明いたします資料につきましては、施策ごとに平成28年度の事業の実績を取りまとめ、市におきまして進捗状況の自己評価を行ったものをA3判横長の資料1-2、施策別進捗状況・自己評価一覧及び施策別により詳細な資料をA4判縦長の資料1-3の個票として、取りまとめたものでございます。

それでは、資料1-2の「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧について説明をさせていただきます。

この資料につきましては、計画における施策項目の順に記載しております、左から「施策の概要」「施策の進捗状況」「自己評価」を記載しております。なお、先ほどご説明いたしましたとおり、自己評価につきましては「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施いたしております。それぞれの施策の各事業の詳細につきましては、時間の関係もございますので、説明を省略させていただきますが、よろしければ資料1-3の個票を適宜ご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、資料1枚目の目標1の「子どもの権利を尊重する社会づくり」からご説明いたします。

まず、施策1「子どもに関する相談・支援体制の充実」につきましては、子どもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、こども総合相談センターと区役所や地域、学校、子ども家庭支援センターにおける相談体制などの総合的な充実、強化を図ることといたしております。進捗状況につきましては、こども総合相談センターにおきまして、子どもに関するさまざまな相談への対応を行うとともに、子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談対応やこども総合相談センターからの委託による指導、ファミリーホーム等への支援を図ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策2の「児童虐待防止対策」につきましては、一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取り組みを社会全体で推進していくことといたしております。進捗状況につきましては、関係機関相互の連携強化に努めるとともに、市民への啓発など、福岡市全体で子どもを見守る取り組みを推進してまいりました。また、引き続き弁護士を職員として配置するとともに、職

員を対象とした専門的な研修を実施するなど、虐待防止事業の充実を図ったところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策3「社会的養護体制の充実」につきましては、さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する家庭養護や、児童擁護施設などの小規模化などを進めるとともに、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて専門的なケア機能の強化などを行うことといたしております。進捗状況につきましては、里親推進に関するフォーラムを開催するなど、里親制度の普及、啓発などに取り組むとともに、小規模で家庭的な環境での養育などを推進いたしました。また、保護者の病気や経済的困窮等による緊急一時保護にも対応可能な乳幼児専任の養育里親の開拓に新たに取り組んだところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策4の「障がい児支援」につきましては、障がいの早期発見と早期支援や障がい児一人ひとりの自立を目指した支援、療育体制の充実などを図ることといたしております。進捗状況につきましては、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施するとともに、療育センター等において相談対応、診断等を実施しており、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策5「子ども・若者の支援」につきましては、思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実などを図ることといたしております。進捗状況につきましては、思春期特有の不安や悩み等に対応するため、思春期訪問相談員の派遣などの支援を実施いたしました。また、中高生の社会性や自立性の醸成を図る、若者のふらっとホームサポート事業や、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者たちの立ち直り等の支援を行う、子ども・若者活躍の場プロジェクトなどを実施したところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策6「子どもの貧困対策」につきましては、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしております。進捗状況につきましては、教育の支援や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、国が策定いたしました「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、いわゆる「子ども食堂」への支援、スクールソーシャルコーディネーターの配置による支援等に取り組んでおりまして、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策7の「子どもの権利の啓発」でございます。子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、さまざまな機会を捉えまして、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組むとともに、全

ての子どもが互いに文化を尊重し、違いを認めながらともに生きる心を育む環境づくりなどを進めていくことといたしております。進捗状況につきましては、地域、学校、保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えまして、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動などを実施したところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策8「子どもの社会参加の促進」につきましては、全ての大人が子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくり等において、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めるとともに、子どもを責任ある一人の市民として尊重し、その主体的な活動を促進することといたしております。進捗状況につきましては、都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いた整備を実施するとともに、子どもたちの主体的な活動を促進するため、子どもたち自らが企画、立案したユニークで夢のある行事や活動の実施を支援したところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、資料2枚目でございます。目標2「安心して生み育てられる環境づくり」についてご説明いたします。

施策1「幼児教育・保育の充実」につきましては、子ども・子育て支援新制度を踏まえまして、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制などの確保や、多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組むこととしております。進捗状況につきましては、待機児童の解消に向け、平成28年度は多様な手法によりまして1,838人分の整備を進めるとともに、一時預かり事業を継続して実施するなど、多様な保育サービスの充実を図りました。また、潜在保育士等の就職支援を引き続き実施するなど、保育士確保のための施策に取り組んだところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策2の「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、小児医療等の充実を図ります。特に育児不安が強い出産後早期の支援などにより、母子保健施策の充実を図るほか、不妊に悩む人への支援を行うことといたしております。進捗状況につきましては、妊婦健康診査の公費助成や、乳幼児健診、新生児訪問や新生児の先天性代謝異常検査を継続して実施するとともに、新たに産後サポート事業を開始し、産後早期の母子に対する心身のケアや育児サポートを実施するなど、安心して子育てができる環境整備に取り組んだところでございます。自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策3の「ひとり親家庭への支援」につきましては、ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、家庭が抱える問題についての相談にきめ細やかに対応するとともに、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などにつきまして、関係機関と連携して取り組むことといたしております。進捗状況につきましては、ひとり親家庭支援センターにおきまして就業相談や自立支援プログラム策定事業など、就業や自立に向けた支援を継続して実施いたしました。また、ひとり親家庭実態調査を実施するとともに、新たにひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を開始し、就労支援の拡充を図ったほか、経済的負担の軽減を図るために、児童扶養手当の支給等を実施したところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策4の「子育て家庭への経済的な支援」につきましては、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもに対する医療費の助成拡充を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行うことといたしております。進捗状況につきましては、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るために、児童手当を支給するとともに、子ども医療費助成制度につきまして、平成28年10月に通院医療費にかかる費用の助成対象を小学校6年生まで拡大したところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策5「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」につきましては、男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しなどにつきまして、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組むことといたしております。進捗状況につきましては、企業と共に働き、「いへな」ふくおか・子ども参観日や、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーを実施するなど、働く人が子育てしやすい職場の環境づくりの働きかけを行ったところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策6「子育てを支援する住まいづくり・まちづくり」につきましては、安心して子どもを生み育てるができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策や、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めることといたしております。進捗状況につきましては、乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるため、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、市営住宅につきまして、新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援などを行ったところであります、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策7の「子どもや子育て支援に関する情報提供」につきましては、さまざまな媒体を活用し、子どもや子育てに関する情報をわかりやすく市民に提供することいたしております。進捗状況につきましては、市のホームページやメールマガジンなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報の提供を行ったところであります。自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

続きまして、資料の3枚目でございます。目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」についてご説明いたします。

まず、施策1の「地域全体で子どもを育む環境づくり」につきましては、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組むこといたしております。進捗状況につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や、地域で子どもを育むネットワークづくりの促進、ファミリー・サポートセンター事業を継続して実施し、地域の中で行う育児の相互援助活動の支援などを行ったところであります。自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策2「子どもの健やかな成長を支える取組」につきましては、地域において、子どもの豊かな心を育むための取り組みや、家庭の子育て力の向上に向けた取り組みを推進するとともに、子どもが放課後などに安全に過ごせる場の提供によりまして、子どもの健やかな成長を支えることいたしております。進捗状況につきましては、留守家庭子ども会事業におきまして、6年生までの通年受け入れや学校休業日等の開始時間の前倒しを継続して実施するとともに、新たに1カ所の開設や利用者の増加に対応するための支援員等の増員を行ったほか、狭隘化施設等につきまして計画的に施設の建てかえ等を進めるなど、サービスの向上を図ってまいりました。

また、特別支援学校に通学する児童・生徒や、通常学級、特別支援学級に通学する発達障がい児を対象とした放課後等支援事業についても継続して実施するとともに、保育所等での読み聞かせによる子どもの道徳性を育む取り組みの充実を図ったところであります。自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策3「子どもの遊びや活動の場づくり」につきましては、身近な地域におきまして乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を確保、提供するとともに、子どもが利用する施設について、子どもの意見を積極的に取り入れながら整備を進めることいたしております。進捗状況につきましては、子どもプラザを管理・運営するとともに、子育て交流サロンを支援するなど、市民により身近な地域での子育て支援に取り組みました。また、放課後等の遊び場づくり事業につきましては、実施校を8校拡大して実施いたしました。さ

らに、平成28年4月1日に中央児童会館あいくるをリニューアルオープンし、遊び、体験・交流の場を提供するとともに、さまざまな催しを開催するなど、子どもの遊びや活動の場の整備に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策4「子ども・若者の自己形成支援」につきましては、次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実することといたしております。進捗状況につきましては、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援するとともに、青少年施設におけるさまざまな体験機会の提供などを行ったところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

次に、施策5の「子ども・若者の社会的自立に向けた取組」につきましては、子ども・若者が社会との関わりを学び、それぞれの個性を最大限に發揮しながら自立した大人へと成長できるよう、主体性や職業観を養い、自覚を促すとともに、若者の就労を支援する取り組みを推進することといたしております。進捗状況につきましては、子どもたちが将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲の育成のために、引き続きアントレプレナーシップ教育を実施するとともに、子どもにさまざまな体験機会を提供し、将来をリードする人材の育成に取り組んだところであります。また、各区に設置している就労相談窓口において、個別相談、セミナーの開催、職業紹介等を実施し、若者の就労支援に取り組んだところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

最後に、施策6の「子ども・若者の安全を守る取組と非行防止」につきましては、子ども・若者の安全を守る取り組みや非行防止活動、有害環境への対応などに社会全体で取り組み、子ども・若者が安全に健やかに成長できる環境づくりを進めることといたしております。進捗状況につきましては、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境の浄化、健全育成事業を推進したところであり、自己評価といたしましては、「おおむね順調」といたしたところでございます。

以上で、「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料1－4のほうをお願いいたします。「第4次福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況についてでございます。

この資料は、「第4次福岡市子ども総合計画」におきまして、成果指標や事業目標を設定しているものについて取りまとめたものでございます。資料1枚目の左上に記載しておりますが、計画全般に関する総合的な成果指標として、福岡市の子育て環境満足度を設定いたしております。また、計画に掲げる三つの基本目標について、取り組みを推

進し、達成すべき目標として、目標ごとに成果指標を設定いたしております。さらに、当該計画の位置づけに関連して、国より指定されている数値目標や市として独自に設定した数値目標として、三つの基本目標ごとに事業目標も設定いたしております。

それぞれの指標につきましては、時間の関係もございますので説明を省略させていただきます。

以上で、議題（3）「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

ただいま詳細にご説明いただきました。いろいろ資料がございますから、それらに基づいて各委員の方々からご質問とご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○委員 資料1－4「安心して生み育てられる環境づくり」の成果指標の下の教育・保育量の見込みと提供体制の確保方策というところの「保育の必要性あり」1－2歳のところの平成28年度の量の見込みの実績値が1万3,157になっておりまして、平成31年度の目標値を上回っているというところが一つあるのと、もう一つは確保方策が1万1,127、そして下の地域型保育で1,168、足すと1万2,295になって、上の1万3,157を下回っているんですけども、何かこれは誤差が出る理由があると思うので、ちょっとその辺のところを見方を含めて教えていただけますでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。事務局の方よろしいでしょうか。

○事務局 こども未来局事業企画課長でございます。

まず、委員ご指摘の件で、目標値よりも実績値のほうが上回っているという点につきましては、ご存じのように、保育人数が年々増加している中で、整備を前年度の入所状況等を勘案しながら、前倒しで進めさせていただいております。その関係で実際の目標値よりも多くなっているという状況になります。

○委員 その下の確保方策の1万1,127と1,168を足すと1万2,295になるんですけど、その上の1万3,157と差が862ぐらい出ているので、これは足して上と見ていくわけではないんですか。表の見方がちょっとわからなかつたものですから。上の1万3,157というのは、その確保方策の下にある1万1,127と1,168を足したものが、おおむねその下の数字になるのかなと思ったんですけど。ぱっと足すと800ぐらい差があったと思うが、

なぜかなと思いまして。

○事務局 量の見込みにつきましては、入所の申し込み数ということで設定をさせていただいておりまして、確保方策につきましては、保育所及び認定こども園の入所数プラスあいている人数。同じく地域型保育事業の入所数プラスあきの人数ということで設定をさせていただいております関係で、量の見込みのほうが多くなっている状況ということになります。

○委員長 その他にございますでしょうか。

○委員 それでは、今保育の問題が出たので関連してご質問をさせていただきたいと思っております。

「安心して生み育てられる環境をつくる」ということで、幼児教育・保育の充実と保育所等の整備の推進に尽力していただいているわけですけれども、昨今、全国的に待機児童、それから未入所児の問題がクローズアップされていますけれども、まず全体の数字として福岡市の待機児童、それから未入所児、本年度の4月1日の分と直近の数字がわかれば示していただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。お願いいいたします。

○事務局 事業企画課長でございます。

まず、待機児童・未入所児童、今年度4月1日現在でございますが、待機児童89人、未入所児童が1,812人です。直近、今年度9月1日現在の数字になりますけれども、待機児童394人、未入所児童2,414人でございます。

○委員 それで、待機児童を一時は福岡市ゼロと発表したときもありましたけれども、現在394。そして、未入所児、この人たちも保育園に入りたくても、なかなか入れないという人たちですけれども、2,400人を超えてるという状況なんです。定員を増やしていくっていうということは、もちろんそれは事実でありますし、努力として認めるところでありますけれども、整備のペースと言いますか、今後の将来の見込みと言いますか、そこと実態が乖離していると見ざるを得ないかなと思います。私どものところにも保育園に入りたくても入れないとか、それから入れたとしても隣の行政区とか、職場と反対方向のところで保育園に送り迎えするのが困難という方のお声をいただいております。しかし、預けないと仕事が続けられないというニーズの乖離が見られるケースが多くな

っています。ですので、やはり保育所の整備というのは、今後さらに力を入れていただかないと、今回「おおむね順調」という評価をされてますけれども、「おおむね順調」と言うのは難しいのではないかと申し上げておきたいと思います。

それと保育の問題で、最後に1点お尋ねしたいのですが、保育士の人材確保事業というのに取り組んでおられます。それで、今福岡市において保育士の確保というのは、各園でどうなんですか。十分足りているのか。それとも全国的にも言わわれているように困難を抱えているのか。そこら辺の状況を教えていただきますでしょうか。

○委員長 よろしいですか。お願ひいたします。

○事務局 こども未来局指導監査課長でございます。

保育士確保でございますけれども、現在各保育園で保育に必要な保育士さんにつきましては確保いただいているという状況でございます。ただ、実際の保育所運営をしていただくに当たりましては、やはり余裕を持った人員確保ということで、施設のほうでも確保に取り組んでらっしゃるんですけども、折からの有効求人倍率の上昇などもありまして、なかなかに難しい状況があると聞いているところでございます。

この状況を踏まえまして、私どものほうでも保育士・保育所支援センターなどを通じまして斡旋でございますとか、あとは今年の10月からスタートしておりますけれども、家賃の一部助成制度、そういういたものを行いまして保育士確保の推進を図っておるところでございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。それで、保育士不足と待機児童問題というのは表裏一体で、せっかく定員があるけれども保育士が不足していて定員数を減らさなければならぬという話も聞いております。

先日、保育士が所属する組合の方々と懇談をさせていただきまして、「どういう労働条件ですか」と言うと、「給料が安い」ということと、「そのわりには重労働だ」と口々に言われます。一つだけ例を挙げさせていただきますと、正規の職員、保育士で5年間働いた。しかし、その妹さんも保育の大学を出られたんだけれども、給料が安いという話を聞いて、あえて保育士にならずに非正規で仕事を始めた。しかし、5年正職で働いたお姉さんの給料を非正規の妹さんは1年で抜きさってしまった。その保育士のお姉さんが、「やはり自分たちの給料というのはそれだけ安いんだな」と実感したという話をされました。賃金の問題だけではなくて、有給があっても取りにくいとか週休2日にはなかなかならないというような労働条件の問題もあります。

福岡市が家賃補助をやり始めたというのは、報告も聞いておりますけれども、これも正規のみで、今増えている非正規の保育士には適用されないという問題もありますので、ぜひこの保育士不足への対策というのが、「安心して生み育てられる環境づくり」の今大きな柱になるんじゃないかなと思いますので、さらなる施策の努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○委員長 ありがとうございました。

その他にいかがでございましょうか。

○委員 3点ほどありますので、別々のほうがよろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 1点目は目標1施策5の「子ども・若者の支援」のところですけれども、いじめ問題が取り沙汰されて、10月の文科省のいじめ認知調査がありました。全国的には34万件ということで、福岡市の場合は、福岡市総合計画を見ますと、いじめの認知件数は全国と比べて少なくなっています。ただ、平成26年度の調査は全国的には増えていますけれども、福岡市の認知件数はどうなっているのかということと、認知された後の対応をどのようにされているのかというのが1点。

引き続き関連ですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用が非常に重要なかと思っています。というのは、小学校の先生、中学校の先生、それぞれ過重労働と言われております。それぞれの専門性も違いますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用が必要だと思いますけれども、施策としては、開始していますということで「おおむね順調」ですが、実質的にどのような勤務時間でどれぐらい活用されているのかも重要なかと思っています。スクールカウンセラーの場合、中学校配置で、小学校はほしいけれどもなかなか回ってこないというのが1点。

それから、特別支援学校においては、毎週来るという体制ではなかったように思います。いじめ、不登校に対して、どのような対応、まず数ですね、それとスクールカウンセラーの活用状況、今後増やしていくのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長 ありがとうございました。それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局 生徒指導課長でございます。まず、お尋ねのいじめの件数につきましては、平

成26年度のいじめの認知件数は福岡市で54件となっております。いじめを発見した時の対応につきましては、まず、しっかりとした事実確認を行い、そしてあわせて保護者への連絡、そして謝罪という形での対応をとっているところでございます。

○委員長 よろしいですか。では、2点目と3点目について、お願ひします。

○事務局 教育委員会教育相談課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

子どもが抱える課題は、いろいろな背景がございまして、地域であるとか親子関係、家庭環境、そして学校等、複雑に絡み合っております。従来でしたらそのような課題も、教員のみで対応していたところでございます。近年スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重要性が、年々高まってきており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと地域と連携して対応し、子どもが抱えている課題を解消していくことが非常に有効的だと考えております。そこで、まずお尋ねの件でございますが、スクールカウンセラーの勤務体系等につきましては、平成28年度から週2日、1日4時間から8時間まで対応しております。また、年間70日まで勤務が可能でございます。小学校につきましては、小学校からの要請において派遣するとともに、平成28年度からそれぞれの学校規模に応じて、新たに配置日数を指定して、スクールカウンセラーを派遣しております。

一方で、スクールソーシャルワーカーにつきましては、週4日勤務の27.5時間勤務で22の中学校区に配置しております。スクールソーシャルワーカーが配置されていない学校に対して対応するため、教育相談課にスクールソーシャルワーカーを3名配置し未配置の学校からの要請において、そのスクールソーシャルワーカーを派遣し、各学校で相談に応じてケース会議に参加するなど対応しているところでございます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の今後につきましても、非常に重要性というのは高まってきておりますので、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携してチームとして取り組んでいけるように、組織的に教育相談体制の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

○委員 特別支援学校のカウンセラーの配置については、従来どおりでよいのかというのと、以前は、福岡市の場合、週2日で4時間だったと思うんですけども、1日8時間配置ということが可能になったという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局 特別支援学校等につきましては、2つの特別支援学校に拠点として二人配置しております。残りの6校につきましては、その拠点となる学校と連絡を取りあい、計画的にもしくは必要に応じて巡回して対応しております。それから、配置時間について4時間が8時間ということでございますけれども、配置日数の基準といたしましては、1日4時間、年間70日、その範囲の中で1日4時間もしくは8時間、学校の必要に応じて弾力的に対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございました。いろいろな施策で「おおむね順調」ということで、この施策が子どもにとって、保護者にとって、教員にとってよいものになればいいかなと思っています。

もう1点、教育のことで。これは要望ですけれども、2020年から小学校においてはプログラム教育、小学校3年生からの英語教育等入ってきます。そうしますと、今後の学習指導要領、それから今の子どもたちの状況を考えていくと、やっぱり教員の数があまりにも少ないのではないかと思っています。根本的な対策は教師の数を増やしていく。中学校においては、部活動の負担が大きくなっている。ここは先生の専門性は授業なので、そうしますと先生が授業をしっかりと行える体制をつくっていくと、施策の中で予算、それからマンパワーを取っていくことが重要かと思っておりますので、今後教員の数について検討していただけたらと思っております。それから、講師の数も非常に少ない。産休、それから病休をとっても講師がすぐに来ないという声もたくさん上がっておりますので、その点の施策、それから運営について要望させていただきます。

2点目ですけれども、次のページの不妊に悩む人の支援のところの「施策2 母と子の心と体の健康づくり」についてです。私も若干国に関わっておりますけれども、男性不妊治療への助成の取り組みだということですけれども、まず、従来は、不妊の原因そのものが女性だけだと思われていたものが、男性の4割、女性4割、不明もしくは両方が2割。ただ、女性の場合は産婦人科に来て定期検査を受けて、治療を受けるとかができるんですけども、男性の場合は、ハードルが高いということになっています。この治療費をサポートするということはとても重要なことだと思いますけれども、この広報がどのようにされているのかというのと、実際にその予算がどれぐらいで、実際にどれぐらいの方が使われたのかというのを教えていただきたいと思います。

○事務局 こども未来局こども発達支援課長でございます。特定不妊治療のうちの男性の不妊治療でございますけれども、こちらの広報につきましては、区役所で受付をしておりまして、市のホームページ等で公表しておりますし、チラシ等を区役所でお配りをし

ております。そして、男性不妊治療の28年度のお申し込みの数でございますけれども、36件でございます。助成金額で申しますと、540万円となってございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございました。36件というのは、少ないなど、それは施策の問題ではなくて、方法の問題と男性側の認識、意識の問題だろうなと思います。不妊治療をする施設そのものが産婦人科が中心になっているので、これは泌尿器科だったり、産婦人科にもそういうチラシを配布したりとかいう方法が必要になってくるかなと思います。この点の少子化もあり、それから今後のいろいろな問題にも関わってきますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、1点だけ。児童心理治療施設に関してですけれども、これは前々から福岡市に児童心理治療施設が必要だと。発達障害、それに家庭でもなかなか支援ができない。専門的な心理的サポート、医療的サポートが必要だということで、前々から要望していたものですけれども、これについては平成31年度末に1と書いてありますけれども、この目標値が1ということで構わないんですけれども、進捗状況を教えていただけたらと思います。

○事務局 こども家庭課長でございます。

児童心理治療施設の設置につきましては、平成27年度以降「第4次福岡市子ども総合計画」に盛り込ませていただきまして、鋭意検討を進めてまいりました。それで、9月議会でもご報告させていただいたわけでございますけれども、このたび、児童心理治療施設を地行浜にございますえがお館の中に設置をするという方向性で検討を進めるということで、市の方針として説明させていただきました。それで、その背景でございますけれども、まず、今えがお館の中には、一時保護所が2階部分、3階部分にありますけれども、8月に厚生労働省の所管の検討会から新たな社会的養育ビジョンが出まして、この中で一時保護改革と銘打ちまして、一時保護のあり方が示されております。一時保護の中にも二通りございまして、緊急性を要する一時保護、これにつきましては従来どおり市直営ということで、えがお館の中でやっていくということに変わりませんが、もう一つアセスメント一時保護ということで、緊急性を必要としない、アセスメントの段階に入っているお子さんにつきましては、できるだけ地域の中で、家庭的環境の中で養育されるべきではないかという国全体の方針、方向性を示されておりますので、福岡市のほうでもその方向性を取り入れまして今後、児童相談所えがお館の中で行っている一時保護の一部を地域の中にも、移行していくってその結果、そこのあいたスペースを活用いたしまして、児童心理治療施設を設置するという方向性でこれから検討したいと考え

ております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○委員 私の理解が悪くてよくわからなかつたんですけれども、アセスメント、えがお館に一時保護所がある分を地域に移して、えがお館のあいたスペースで心理治療施設をつくるということで、平成31年度末の目標値が1になつてゐるという理解でよろしいんでしょうか。

○事務局 そうでございます。その方向性で進めてまいります。

○委員長 よろしいですか。

○委員 新しい社会的養護を考える検討委員会の委員長をしていたときに、やっぱり必要だということで、児童心理治療施設をということを考えて、提案をしてきたんですけれども、そのときのイメージだと、宿泊型でしっかりとずっと長期でケアできるということをイメージしていたので、今のお話で、えがお館のうちで一時保護所の中につくるとなると先ほどの社会的養護の必要な子どもたちは、家庭的な雰囲気のもとで養護するということと私は相反するんじゃないかなと個人的には思います。

○委員長 どうぞご説明ください。

○事務局 こども総合相談センター所長でございます。委員のご指摘、当時そのような議論をしたのを私はよく覚えておりますけれども。その後、国ほうの新しい社会的養育ビジョンの中でこういった高機能な施設ケアのあり方も、より短期間で、家庭復帰を目指していく。また、退所後の通所も進めていくということで、交通アクセスのいいところで進めていこうということがビジョンの中にも示されました。また、今現在、担当課長が説明しましたように、こども総合相談センターえがお館の中に児童心理治療施設をつくる方向で検討していますけれども、簡単に言うとユニットケアと言うか、より家庭的なケア環境をつくるということで、今現在検討しているところですので、前回の福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会の報告書と大きく変わらないと基本的に私は思っています。

○委員長 まだ具体的に進めてないようなこともあるようですから、方向性はそういう方向性ということでよろしくお願ひいたします。他の委員の方、どうぞ。

○委員 資料の1－3のほうで数字が出ているので、27ページです。子どもの成長を支えるということで、一番最後の放課後等デイサービスの部分ですね。この間、支援学校には放課後等支援事業があります。これは主に就労支援というよりも、どちらかというとレスパイトが強いかなと思っていますが、この間、放課後等デイサービスということで、民間事業者が入ってきて、これでは139カ所ということで、すごく増えたなと思って、確かに保護者の方々から就労支援として非常に助かっているという声をたくさん頂戴はしているんですが、この中身についてですね。いわゆる質と言うか、量は増えたなんだけれども、質についての点検とか、いろんな声が上がっていると思うんですが、そのあたりはどう分析されてありますでしょうか。

○事務局 こども発達支援課長でございます。放課後等デイサービスの療育の質の確保の問題につきましては、全国的な課題となってございまして、国のほうからもおおむね開設後2年に1回は実地指導に回って指導していくようにという通知も出されております。そういったことで、私どもといたしましても、おおむね、今市内にはこちらの資料では139となっていますけれども、現在150ぐらいになってございます。私どものほうの実地指導につきましては、基本的に2年に1回、さらに前年度に指導に回って、文書指導という指摘をしたところにつきましては、次年度にさらに回るということで、年間おおむね今年度につきましては、100カ所ぐらいの実地指導を予定しております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。これ全般に言えることだと思うんですが、事業の評価等をするときには、どうしても私たちは数字で、質じゃなくて数で言ってしまうんですね。量で言ってしまう。「ああ、よくなつた。増えた」とついつい判断しがちなんですけれども、評価するときに忘れていいのは、質がどうだったか。今、質の評価がすごく問われていますので、この質に対する評価というのをきっちりとしていただきたいし、非常に懸念するのが、ここで親は助かっているんだけど、子どもにとつては二次的な強度行動障害まではいかないんだろうけど、その前段とも言えるような状況を招いているようなお子さんもあると以前お聞きしたので、しっかり質という部分も点検していただきたいなと、これは要望として申し上げておきます。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 もう1点です。すみません。これも資料の1-3なんですが、6ページです。これちょっと議会でもお尋ねしたんですが、中学校1年生における少人数学級の実施で、この事業概要の中に、「中1ギャップ」への対応ということで不登校の予防等と明記してあるので、改めてお尋ねしたいと思うんですが。この右側の実績を見ると、該当する学校の2分の1に満たない学校が少人数学級でやっているという状況があります。それで、この事業としての評価、全体としては「おおむね順調」となっているんですが、この項目に対しての評価はどのように捉えているかということをお示しください。

○委員長 お願いします。

○事務局 生徒指導課長でございます。今ご指摘のとおり、中1の少人数学級の選択については14校ということになってございますが、各学校において、その子どもたちの実情や課題に応じて選択をしていると捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員 実際に、これも以前お聞きしましたけれども、今現在の中学校1年生の不登校が何人で、この子たちが昨年小学校6年生のとき、全市としての不登校の状況はどうだったかなという、ここをもう1回出していただいていいですか。

○委員長 お願いいたします。

○事務局 生徒指導課長でございます。平成27年度の6年生の不登校児童数は43名。その6年生が次の年、28年度中学校1年生になったときの不登校生徒数が236名でございます。

以上でございます。

○委員 ということは、43で同じ学年ですよね。43名の子どもが中学校1年生になったら236名の子どもが不登校の状態にあるという。これがここ10年なり、5年なり減少傾向にあるのか、上昇傾向にあるのか。今日は時間の関係でそこまでお尋ねはしませんけれども、やはり、43から5倍以上ですけどね。ということは、まだ「中1ギャップ」という意味では改善されてないのかなと思います。ですから、この中1の少人数学級の選択制によって、学校の状況によって選ぶ、選ばないというのはわかりますけれども、詳細に言えば、先生の対応、教科による先生のニーズ等もかなり細かい課題があるんですけども、この方法をもっと進化させるというか、これをほんとうに中学校1年生の少人数

学級の実施につながるような施策を今後検討していかなければならないんじゃないかなと。この項目に限っては厳しい状況であると、意見として申し上げておきます。

○委員長 ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。難しい問題でしうけども。

○委員 1つお伺いしたいんですけども、私の場合は目標2の「安心して生み育てられる環境づくり」というところで、施策の2番の「母と子の心と体の健康づくり」というところで、意見と質問なんですけれども。その中で、一番初めに「母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るために」ということで、妊婦検診などを継続して実施したと書かれておりますけれども、実際に乳幼児の虐待の予防、それに関しましては、産婦人科の病院、クリニック等で、妊娠中から産後にかけてスクリーニングを行っていると思います。それによって、虐待予防については、かなり予防の強化、スクリーニングという立場で医療従事者による介入が入っていることは確かだと思います。それから、訪問もかなり福岡市はずっとしてくださっていますので、それに関しても大きな働きがあるのではないかなと思って感心しているところなんですけれども。今、どうしても出産した後の入院の期間がだんだん短くなっています。そして、退院してからなんですけれども、今まで実家のお母さんだとか、そういう方々がヘルプしてくださっていたのですけれども、それがなかなかできないような現状なんですね。それで、ご存じだとは思いますけれども、産後ケアということがすごく今呼ばれています、その産後ケアに関する支援が、自治体によってもかなり違っているというような状況なので、福岡市では産後ケアに関する補助というのがどのようになっているのか教えていただきたいというのが一つあります。よろしくお願ひします。

○委員長 よろしゅうございましょうか。お願ひします。

○事務局 こども発達支援課長でございます。産後ケア事業ということで、私ども28年12月から開始をしております。それで、基本的な考え方は、委託の単価、お泊まり型と日帰り型とあるんですけども、全体の委託の単価は1日当たりショートステイであれば3万円が病院全体の経費と考えまして、7割の2万1,000円を行政のほうで払う。残りの3割を利用者の方にご負担いただくと。デイケアにつきましても基本的に同様ですけれども、デイケアは1日当たり2万円ですね。それで、6,000円を基本的に利用者の方から払っていただく。1万4,000円が委託単価ということになっております。

○委員 ありがとうございます。一泊をすると、行政のほうが2万1,000円で、この場合は、本人の負担というのがないのですか。

○事務局 全体経費が1泊の場合は1日3万円でございまして、2万1,000円、7割分を行政で負担をさせていただきまして、残りの9,000円については利用者の方からご負担をいただくという形になります。

○委員 わかりました。

その産後のケアに関しての条件がありますでしょうか。例えば、すごく精神疾患が重症度の人だとか、何かハイリスクの人だとか、そういう条件があるんでしょうか。

○事務局 基本的には、産褥期の方を対象にやるサービスですので、産後4カ月までのお子さんをお持ちの方で、基本的には家族の支援などが受けられないようなそういった方を対象にしております。

それから、先ほどの金額をもう1回言わせていただいてよろしいでしょうか。正確に申し上げたいと思います。デイケア、日帰り型のほうでございます。市の負担額は1万4,000円、利用者の負担額は6,000円で、病院にお支払いする病院の実入りが2万円と。ショートステイ、市の負担額が2万1,000円。お泊まり型の分ですね。1日当たり2万1,000円で、利用者の負担額が9,000円で、1日当たりのトータルコストが3万円。こうなっております。

あと、産科医療機関のほうからこのままだと、先ほどちょっとお話をあった虐待等の恐れもあるとかいう形で情報が区役所のほうにまいりますと、最終的には、保健福祉センター所長のほうでそのあたりの情報をつかんで、この方は無料でも使ってもらうというケースもございます。生活保護、市民税非課税の方の分のデイケアの金額は、市の負担額が1万9,000円で、利用者負担額が1,000円となっております。それとショートステイについては、市の負担額が2万7,000円と利用者の負担額が3,000円ということで1割。

以上のような状況です。

○委員 ありがとうございました。今、私が伺ってよかったですけれども、利用者等がこのことをまだはつきりと知らない人たちが圧倒的に多くて、大体1泊が3万から4万払わなければいけないと思ってある方が、圧倒的にそういう認識の方がかなり多いんですね。それで、産後の育児不安だとか、そういうところがすごく現れております。これは母親だけではなく、お父さんにおいても、抑うつ状態が妊娠期から産後にかけては増えておりますので、やはりこういう「安心して生み育てられる環境づくり」というとこ

ろになりますと、そういうところですごく必要かなと思いますので、特に虐待だとか、それから周産期のメンタルヘルスを母親だけではなくて、お父さんになる方も一緒に踏まえた施策ということを考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございました。他にございますか。

○委員 去年から市の方に聞いていたんですけども、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」のところの5なんんですけども、福岡市の職員の方々の男性の育児休暇の取得率が全体でどれくらい伸びたかなということと、皆さん、お忙しくお仕事されていると思うのでなかなか難しいかなと思うんですけども、率先してそれをやっていただけたら、民間の企業のほうもできていけるかなと思うんですけども、その育児休暇の取得率がどれくらい伸びているのか。今年1年間で何%ぐらい取られた方がいらっしゃったのかお聞きしたいのが、まず1点です。

○委員長 どうぞ。

○事務局 こども未来局の総務企画課長でございます。福岡市の男性職員の育児休業、部分休業等の取得率でございますが、平成27年度の取得率は9%でございます。26年度が4.5%でございますので、取得率は伸びております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。多分、前年度が4%か5%ぐらいだったかなと思っていたので、伸びて何かうれしいなと思います。

もう1点なんんですけども、今、「中1ギャップ」ということでお話もありましたけれども、我が子が中学校1年生なんです。いろんな学校のお母さん方から相談をもらうんですけども、学校の先生たち、とっても忙しいんですね、私の部活動の顧問の先生は、月に1回、土日どちらか休みがあるかないかの状況で、「僕たちはいっぱいいるなんです」ということを言われるので、保護者としても全面的に応援していきたいとは思うんですけども。

ある学校なんですけども、先生の病休で、ある教科の担当の先生がいないという学校がある。知っている学校で、学校名を出すのも何なんですけれども、うちの息子のときもある教科の先生が病休に入られて、その代替の先生がいないと。で、しばらくその教科の授業ができないという状況が出ていると思うんですけども、今実際福岡市の教員先生の病休で休まれている先生の数とか。そういう教科ができないというのはお母さ

ん方も心配だし、子どもたちも不安だと思うんですね。

何か、すごく子どもたち「中1ギャップ」を言われているんですけれども、先生方も大変忙しい中でやっていただいている、ほんとうに素敵な先生たちばかりですけれども、子どもたちが学校に行けなくなっている状況もあったり、一部の教科の授業がない状態が出ているとか、そういった子どもたちに不平等になってくると思いますので。実際、今福岡市でどれだけの先生方が病休に入られている状況なのかをお聞きできたらなと思います。

○委員長 おわかりでしょうか。よろしくお願ひします。

○事務局 教育委員会教育政策課長でございます。今手元にそういった数字を持っておりません。申し訳ございません。

○針塚委員長 部活に対応することについて、何か教育委員会から話がありますか。

○事務局 生徒指導課長でございます。部活動の指導につきましては、平成28年3月に部活動指導のガイドラインというのを定めておりまして、そこで週1日以上の休養日を設定すること。それから土曜日、日曜日に大会等で活動した場合には平日を休養日とすることを指導しているところでございます。

以上でございます。

○委員 先生方は皆さんすごく忙しくされていると思いますので、そういった休みのほうをしっかりと取っていただいて。平日に取っていただくと授業に支障が出ると思うんですね。大会のほうも一生懸命頑張っていただいているので、私たちは本当に先生に感謝するばかりなんですけれども。休養をお願いすると部活動をしてもらえないとか、難しいところではあるんですけども、先生たちの心のケアも重点に置いていただいてやっていただけたらと。意見になりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。はい、どうぞ。

○事務局 教育政策課長でございます。先ほど、教員の休職の状況でございますが、精神疾患を原因とする病気休職者の推移でございますが、直近の28年は36人ということでございます。これはその前の年27年が37人、その前の年26年が41人、その前の年25年が50人というところからしますと、年々減少の傾向にはあるというような状況でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 目標2の「安心して生み育てられる環境づくり」の資料1-4、成果指標の、先ほどもちょっと話が出ていたんですが、市の職員の方が今33名9%です。この表にあります、「父親の1週間あたりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）」15時間48分、25年度とありますが、これは全国的に見て高い数値なのかどうなのかということと、現在値が線引きになっていますが、これは数値がとれていないということなんでしょうけど、それは何か理由があるのかということと、関連しまして、他の項目は全部数値化されていますけれど、この上の育児に不安がある母親の割合、心配がある母親の割合については、減少させようということでしょうけど、次も育児は疲れると答えた母親の割合は減少させようということなんでしょうけど、これはあえて数値化しないという、あるいはできないという何かそういうのがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長 どうぞ。お願いします。

○事務局 こども未来局の総務企画課長でございます。まず、最初にお尋ねの1週間当たりの家事・育児の時間でございますが、全国の数値を今持ち合わせておりませんので、そちらとの比較はわかりません。それと、5年に1回、子ども・子育てに関するニーズ調査をやっておりますので、次回、平成31年にこの数値がわかるということで、現状値は空欄になっておるところでございます。

○委員長 よろしゅうございましょうか。

○委員 あと、他のところも数値ではなく、減少、減少、増加、これは数値化できない何か理由があるのでしょうか。

○事務局 数値化できない理由というのは特段ございませんが、目標として減少、増加ということで目標を立てているところでございます。

○委員 はい、わかりました。それともう1点よろしいでしょうか。その下の表でございます。先ほども質問が出ていましたが、「保育の必要性あり」というところの確保方策に、保育所、幼稚園、認定こども園というのがそれぞれ、0歳、1から2歳というとこ

ろにも入ってますが、保育所整備という話も今出ましたけれども、ここにあえて名前が入っているのは、今後は1、2歳に関してとか、0歳に関しても、幼稚園のほうでと、いわゆる新制度の認定こども園を含めてという趣旨というか、考えがおありにあってのこの表現なのかと思います。それから3－5歳は保育の必要性ありと学校教育のみと、これは学校教育のみというところは幼稚園が中心になってくると思いますが、これは31年度の目標値を見ると、ほぼほぼおおむね落ち着いてきているんですね、今。実績とそう変わらない。あるいはちょっと減っている。ですから、今、待機児童が400名弱ほどという話がありましたが、私は私の立場として、今後は市の取り組みとして、今申し上げた待機児童をおおむね1から2歳、0歳が中心になってきていると思いますので、そういうところへの新設保育所の創設をということだけではなくて、幼稚園の活用や認定こども園化というところをしっかり施策に捉えていっていただけたらなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。ご要望をいただきました。

○委員 先ほどから学校教育における先生たちの多忙化であったりとか、教育環境についての意見が出ていましたので、子どもにとって学校環境をどうつくっていくのかというのの大もと中の大もとだと思うんですね。そういう中で、今、福岡市の一つの現状としてお尋ねしておきたいのが、教員の欠員ですね。先ほど、教科の先生がいないというような話がありましたけれども、ちょっと教育委員会の数字を紹介してほしいんですが、今年度の1学期に中学校、小学校、養護学校で、未配置の、いわゆる欠員が何人いたのかと。要するに担任が置けないとか、教科担任が置けないというのが何人だったのか。それから、2学期は当初は何人だったのか数字を紹介してもらっていいですか。

○委員長 細かい数字ですが。

○委員 これ議会答弁で、当初28人、1学期で欠員になったんですね。2学期は28人全部講師で補充したんですね。しかし、また2学期になったら23人が欠員。もちろん出産とか育児とかありますけれども、病気などで教員が学校に出れなくなっている。福岡市が教員を揃えられなくなっているというのが現状です。これは学校教育、学校環境を整えるという点では基本中の基本ができないということが言えると思います。教員の数を揃えなければならないということで、採用試験の枠を広げたりとか、基準を緩和したりとかいうような努力をされておられるんですが、大部分は非常勤講師がそれを補っています。県からの権限移譲で、この講師の人たちの労働条件が切り下げられるんです。例

えば、任期が今まで1年間の雇用期間だったんですけど、これが半年になっています。講師の多くの人たち、いや、少なくない数、担任を任せられている人がいますけれども、1年間担任前提なんですが、雇用の期間は半年ほどということで、こういう矛盾が出ています。夏季給料を大幅に減らされるということで、現場では不満が出て、議会でもそういうことが複数の会派から出ているということなんです。ですので、今学校の先生が足りない。講師に頼っている。しかし、講師の労働条件は切り下げられているというところは、ぜひ現状を見ていただいて。やはりこういう根本的なところをきちんとやらないと子ども施策を進めていく福岡市としての責任を果たせないんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。いろいろご意見とご質問をいただきましたが、時間ももうあまり残されておりません。ご意見をいただいた委員の皆様ありがとうございました。また、市の方々にも丁寧にお答えをいただきました。今後施策を目標に向かって進めていただこうということで、本日は平成28年度における進捗状況のご報告をいただきました。いくつかご意見もいただきましたが、全体的にはおおむね順調に進めているということで、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 ありがとうございます。では、続きまして、福岡市子ども・子育て審議会の条例施行規則の改正につきまして、事務局からお願ひいたします。

議題

（4）福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則の改正について

（処遇困難事例等専門部会関係分）

○事務局 こども支援課長でございます。当審議会のもとに設置されております4つの専門部会のうち、処遇困難事例等専門部会の事務局を担当させていただいております。今回、専門部会への諮問事項につきまして、一部変更がございますので、これに伴う規則改正の内容についてご説明をさせていただきます。恐れ入ります。着席してご説明させていただきます。

お手元の資料2のまず1番、「改正の趣旨」でございます。現在、児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に關しまして、学識経験者等の専門的なご意見をお伺いすべき事案が発生する都度、処遇困難事例等専門部会に諮問を行っているところでございます。

今回、平成29年6月21日に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布をされまして、従来、当専門部会の諮問事項とされていたもののうち

一部につきましては、今後家庭裁判所による審査が導入されることとなりました。

恐れ入りますが、資料の2ページをごらんください。下のほうの黒丸に平成29年6月21日付通知というものがございます。この一番下の段落に記載がございますように、親権者の意に反して2カ月を超えて一時保護を行う場合には、現行の都道府県児童福祉審議会、これは当審議会及び専門部会に相当するものでございますが、の意見聴取に替えて家庭裁判所による審査を導入することとされております。このように、今回の法改正によって、家庭裁判所の審査が導入される事案につきましては、専門部会の審議事項、諮問事項から除外をされることになりますので、このことに伴いまして、所要の規則改正を行う必要があるものでございます。

次に、改正の内容についてご説明いたします。

1ページのほうにお戻りいただきまして、2番、改正の内容（案）でございます。処遇困難事例等専門部会の諮問事項は改正前、現行の規定では児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項となっております。これが改正後は先ほど申し上げました法改正の内容を踏まえまして、家庭裁判所による審査事項を除くという形で、括弧書きの説明を加えることとしたいと考えております。

あわせまして、二つ目の項目として「里親の認定及び小規模住居型児童養育事業もしくは児童自立生活援助事業を行う者の指定等に関する事項」を追加しております。ここに書かれておりますのは、里親の認定、それからいわゆるファミリーホーム、自立援助ホームの指定ということを書いておりますが、ここに掲げております里親認定等の諮問事項につきましては、従前から厚生労働省の通知等に基づきまして当専門部会で審議を行ってきておりまして、今回、規則上の諮問事項として明示する形で整理を行いたいと考えているものでございます。

最後に、3番、改正時期でございますが、改正法の施行日としております。なお、改正法の施行期日につきましては、1番、改正の趣旨の説明書きの中に太字で記載しておりますとおり、法律の施行は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされているところでございます。

本件についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。この件につきまして何かご質問、ご意見等ござりますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 特にないようでございますので、今般の改正案についてご承認いただくということにさせていただきます。ありがとうございました。

ここで、今一度確認させていただきます。先ほどの議題（3）「第4次福岡市子ども

総合計画」実施状況の点検・評価につきましては、全体的に「おおむね順調」ということで諮らせていただきましたけれども、当審議会における評価は事務局案のとおりとしてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。

次の報告のほうに移らせていただきます。それでは、報告の第1、専門部会の開催状況についてお願ひいたします。

報告

（1）専門部会の開催状況について

○事務局 引き続きまして、こども支援課長からでございます。資料3の1ページ目でございます。私からは処遇困難事例等専門部会の開催状況についてご報告をさせていただきます。

先ほどの規則改正のところでも申し上げましたように、当専門部会は児童福祉施設への入所措置の決定について、また里親の認定等につきまして必要なご審議をいただいているものでございます。

開催状況でございますが、平成28年度は10回開催をいたしております。諮問等の件数は44件でございまして、詳細につきましては表に記載しておりますのでご参照お願ひいたします。

また、平成29年度は10月30日現在で計7回開催しております、諮問等の件数は32件でございます。詳細につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○針塚委員長 ありがとうございました。

○事務局 こども家庭課長でございます。続きまして次のページをお開きください。2ページでございます。2の権利擁護等専門部会の開催状況についてご説明をいたします。所管事項は児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証でございます。

平成28年度は1回開催いたしております、被措置児童について通告があった事案について調査状況の報告を行っております。

平成29年度は10月末現在で1回開催しております、同じく被措置児童についての通告があった事案について調査状況の報告や、児童養護施設などの第三者評価受審状況並びに被措置児童の権利擁護に関して児童からの相談、通告を受けます専用ダイヤルであ

る安心ホットラインの相談受理状況、それから児童の死亡事例に関する報告を行っております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、3ページ目お願ひいたします。事業企画課長でございます。教育・保育施設等認可・確認部会の状況についてご報告いたします。所管の事項につきましては、保育所等の認可及び特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項でございます。

平成28年度は5回開催しておりますけれども、第1回では国家戦略特区の活用をいたしました公園内保育所の事業者の選定。第2回は保育所の事業者の選定。第3回は二日間にわたりまして、地域型保育事業者の選定。第4回は保育所、認定こども園、地域型保育事業者の認可及び利用定員等の確認でございます。第5回は保育所の事業者の選定について審議をいたしております。

29年度につきましては、これまで3回開催しております、第1回、第2回が保育所の事業者の選定についての審議。第3回は二日間にわたりまして地域型保育事業者の選定について審議を実施しております。

以上でございます。

○針塚委員長 はい。次お願いします。

○事務局 最後に、重大事故再発防止等専門部会についてご報告させていただきます。指導監査課長でございます。

所管事項につきましては、特定教育・保育施設などにおける重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項でございます。

開催状況でございますが、昨年11月に発生いたしました南区私立認可保育園での事故につきまして、平成29年10月末までに3回審議を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。続けてご報告いただきましたけれども、何かご意見とご質問はよろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、最後となります、第1期の「福岡市障がい児福祉計画」の概要及びパブリックコメントの実施についてお願いいたします。

報告

（2）第1期福岡市障がい児福祉計画（第5期福岡市障がい福祉計画）（素案）の概要及びパブリック・コメントの実施について

○事務局 こども未来局こども発達支援課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「第1期福岡市障がい児福祉計画（第5期福岡市障がい福祉計画）」（素案）の概要及びパブリックコメントの実施についてご報告させていただきます。失礼いたしまして着座にてご報告させていただきます。

お手元のA3の資料4をごらんいただきたいと思います。1の（1）計画策定の背景につきましては、平成28年6月3日に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、従来からの障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等に加えまして、新たに児童福祉法に基づく障がい通所支援等についてもサービスの提供体制を計画的に確保するため、市町村において「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられております。

これを受けまして今回（2）計画策定の趣旨の二行目に記載のとおり、国の定める基本指針に即して福岡市において必要な障がい児通所支援等のサービスが計画的に提供される体制を確保するための事項を定めるものでございます。

（3）計画の期間につきましては、平成30年度から32年度までの3年間。

（4）計画の位置づけにつきましては、「市町村障害福祉計画」（第5期福岡市障がい福祉計画）と一体の計画といたしまして、福岡市保健福祉審議会へ諮問をし、また、国や福岡県の計画との整合を図り、福岡市保健福祉総合計画や「第4次福岡市子ども総合計画」との整合性を考慮して策定することとしております。

（5）は障がい児通所支援等に関する平成32年度末までの数値目標の主なものでございます。まず、重層的な地域支援体制の構築ということで、地域における就学前の障がい児療育の拠点となります児童発達支援センターを現在の11カ所から1カ所増設し、12カ所とする計画でございます。

次に、重症心身障がい児等への支援体制確保ということで、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を現在の5カ所から1カ所増設し、6カ所とする計画でございます。

次に、医療的ケア児を支援するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図るための協議の場、これにつきましては、平成30年度末までに設置することといたしております。数値目標全体につきましては、お手元の「第5期福岡市障がい福祉計画」（素案）という冊子をお配りしておりますので、こちらの16から17ページに記載してございますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

次に、（6）障がい通所支援等に関する各サービスの概要と見込量でございますが、児童発達支援につきましては、就学前の障がい児を保護者のもとから通わせて日常生活

における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うものでございます。

次に、医療型児童発達支援につきましては、肢体不自由があり、理学療法等の技能訓練や医学的管理下での支援が必要な障がい児を保護者のもとから通わせ、児童発達支援に加えまして、必要な治療を行うものでございます。

次に、居宅訪問型児童発達支援につきましては、これは平成30年度からの新規事業でございまして、重度の障がいの状態にあり、外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行うものでございます。

次に、放課後等デイサービスにつきましては、学齢期の障がい児に対して授業の終了後、または学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うものでございます。

最後に、保育所等訪問支援につきましては、障がい児支援のノウハウを有する児童発達支援センター等の職員が保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、障がい児に対して集団での生活や適応に必要な専門的な支援を行うものでございます。

各サービスの見込量につきましては、右側に記載のとおりでございます。過去の実績等をもとに算定をいたしております。詳細につきましては、これもお手元の「第5期福岡市障がい福祉計画」（素案）の23から24ページのほうに掲載しておりますので後ほどご参照いただきますようお願ひいたします。

次に、2の計画策定の経過と今後のスケジュールにつきましては、平成29年5月に福岡市保健福祉審議会のほうへ諮問いたしまして、7月から9月にかけて同審議会で3回ご審議をいただき、お手元の冊子の形で素案を取りまとめまして、10月に市議会の第2委員会のほうへ報告をさせていただいております。今後、11月から12月にかけまして、パブリックコメントを実施したのち、平成30年1月に審議会を開催し、同審議会のほうから答申をいただいて、3月に計画を策定する予定となってございます。

資料の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。この障がい児福祉計画につきましては、福岡市保健福祉審議会が所掌されており、現在、パブリックコメントを行われているということで、ただいまご説明がございました。何か質問がございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議題、報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。では、事務局のほうに進行をお返しいたします。

閉会

○事務局 委員長、副委員長、並びに委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席賜り、また熱心にご議論いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。本日の会議の内容につきましては、議事録を作成し公表することとしております。後日、議事録の内容を確認していただくために、メールまたは郵便等で確認をさせていただきますので、その際、よろしくお願ひします。

これをもちまして、平成29年度の福岡市こども・子育て審議会総会を終了いたします。
まことにありがとうございました。

閉 会